安城市全国大会等激励金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、国際大会又は全国大会に出場する者に対して、大会での活躍を激励するとともに、安城市全国大会等激励金（以下「激励金」という。）を交付することにより本市スポーツ競技力の一層の向上を図ることを目的とする。

（交付対象者及び激励金の額）

第２条　激励金の交付の対象となる者の要件及び対象となる大会並びに激励金の額は、別表に定めるとおりとする。

（激励金の交付制限）

第３条　前条の規定にかかわらず、小中学校の教育活動の一環として参加する者には、激励金を交付しない。

（交付申請）

第４条　激励金の交付の申請は、交付の対象となる者が、個人の場合にあっては当該個人（当該個人が未成年者のときは、その保護者）が、団体の場合にあっては当該団体の代表者が、安城市全国大会等激励金交付申請書（様式第１）に次に掲げる書類を添付して、大会の１４日前までに、市長に提出して行うものとする。ただし、大会に出場するメンバーの発表が大会直前になる等やむを得ない理由により大会１４日前までに提出できない書類がある場合は、この限りでない。

（１）出場する大会の開催要項

（２）参加申込書の写し

（３）予選大会の成績表

（４）その他市長が必要と認めたもの

（成績等の報告）

第５条　激励金の交付を受けた者は、大会の終了後１４日以内に、市長に全国大会等激励金受領書（様式第２）を提出するとともに、全国大会等出場者激励金結果報告書（様式第３）により大会結果を報告しなければならない。

（激励金の返還）

第６条　激励金の交付を受けた後に、大会を欠場する等激励金の交付の要件に該当しなくなった者又は出場する大会が中止となった者は、大会の終了後７日以内に大会出場辞退・中止届（様式第４）を提出し、当該激励金を市長に返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成２８年９月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対象となる者の要件 | 対象となる大会 | 激励金の額 |
| 国際大会 | 次の各号のいずれにも該当する者  （１）国内予選による選出により、若しくは公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体その他の国内において当該競技を統括する団体（非営利法人に限る。）の推薦により出場する選手（団体競技にあっては、大会規程に基づく登録選手（試合に出場していない選手を含む。）をいう。）又は当該選手の監督若しくはコーチ（以下「選手等」という。）  （２）市内に在住し、在勤し、又は在学する者（市外に在住する者であって、実家が市内にあり、かつ、市内に在住履歴のある者を含む。） | （１）オリンピック  （２）パラリンピック | １人につき５万円。ただし、団体で出場する場合は、１団体につき５０万円を限度とする。 |
| （１）国際競技連盟が主催する各競技別世界選手権大会、ワールドカップその他これらに準ずる大会  （２）ユニバーシアード  （３）デフリンピック | １人につき３万円。ただし、団体で出場する場合は、１団体につき３０万円を限度とする。 |
| 上記に規定するもののほか、国際競技連盟その他  これに準ずる団体が主催  するアジア地域以上の大  会で、安城市教育委員会（以下「教育委員会」と  いう。）が世界規模の大  会として適当と認めるも  の | １人につき１万５，０００円。ただし、団体で出場する場合は、１団体につき１  ５万円を限度と  する。 |
| 国内大会 | 次の各号のいずれにも該当する者  （１）市若しくは地区の予選（参加市町村又は地区の過半数により行われるものに限る。）による選出により、又は予選会を主催する団体の推薦により出場する選手等  （２）市内に在住し、在勤し、又は在学する者（愛知県代表として国民体育大会に出場する場合は、市外に在住する者であって、実家が市内にあり、かつ、市内に在住履歴のある者を含む。） | （１）国民体育大会  （２）全国高等学校総合体育大会  （３）公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央団体が主催する競技別全日本大会、天皇杯又は皇后杯  （４）国、公益財団法人日本オリンピック委員会又は公益財団法人日本スポーツ協会加盟中央団体が主催する全国規模の大会  （５）全国青年大会体育の部  （６）全国障害者スポーツ大会  （７）全国健康福祉祭ねんりんピック  （８）前各号に規定するもののほか、次に掲げる要件のいずれにも該当する大会であり、かつ、教育委員会が全国規模の大会として適当と認めるもの  　ア　市若しくは地区の予選を経た選手又は各予選会を主催する団体の推薦による選手が出場する大会であること。  　イ　全国の過半数の都道府県又は地区の代表者が参加する大会であること。  　ウ　全国の過半数の都道府県に支部を有する非営利のスポーツ団体が主催する大会であること。  　エ　全国大会予選への複数参加が可能でないこと。  　オ　交流、交歓、親善、レクリエーション、強化試合等を目的とする大会でないこと。 | １人につき５，０００円。ただし、団体で出場する場合は、１団体につき５万円を限度とする。 |